

[事案 2021-182] 契約無効等請求

・令和4年5月17日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成19年9月に契約した終身医療保険について、60歳払込満了後に払込保険料総額に近い額が受け取れ、また据え置くことで受取額が増えていき、さらに受取り後も入院・死亡保障が続くとの説明を受けたが、実際の契約内容は異なっていたので、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、本契約の内容について設計書を用いて説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。